

## All Japan Educational Model United Nations



EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor China India Iran Mali Tajikistan Serbia Pakistan Australia North Korea Burkina Faso Syria

第 80 回国連総会第一委員会は、

LAWSに関する議論を推進するうえで定義を決めることの必要性を認識し

特定の条件下でLAWsの使用を禁止するべきであると認識し

LAWSは既存のIHLの枠組み内で議論すべきであると認識し

CCWやGGEの枠組みにおける議論の重要性を強調し

1. Lethal Autonomous Weapon Systemを以下のように定義する。 ;
  - a. 前提として、航空機や船舶といった特定の形状や機能を有する兵器に限らず、部隊や兵器の総合的な指揮統制システムといった、どのような形態でも存在しうる包括的な意味での兵器及びシステムを意味するものである ;
  - b. 人工知能 (AI)などを搭載することで、人間の関与がない状態で、重要な機能における自律的な意思決定能力を持つ、前項aに準ずる兵器及び兵器システムであること ;
    - i. ここで言う「重要な機能における自律的な意思決定能力」とは、該当兵器が、周囲の環境の認識及び情報収集及び識別・得たデータの分析、標的の選択と追尾、攻撃の意思決定、攻撃兵器の選定、致死攻撃の実施などの重要な機能における意思決定を、人間の判断なしに実行する能力を持つことを意味する ;
    - ii. 前項 i に準ずる、「重要な機能における自律的な意思決定能力を持つ」前項aに準ずる兵器及び兵器システムは、軍司令部がその責任において「重要な機能における自律的な意思決定」を該当兵器及び兵器システムに委任・割当を行うことを前提とするものであっても、LAWSの定義に該当するものとする ;
  - c. 上記に基づく定義は、将来的な未知の技術革新によるAI及び該当兵器と兵器システムの大幅な形態・能力変更が加わった場合には、GGEなどの国際機関における再定義の全会一致を前提として議論が可能であると認識する ;
2. 以下の全ての条件を満たす場合ではLAWSの使用を全面禁止するべきであると強調する ;
  - a. 作戦遂行プロセスにおいて人間の関与が一切認められないこと ;

- b. 作戦遂行プロセス途中で人間がLAWSを停止できないこと；
  - c. その機能と能力が人間の想定を超えうるものであること；
3. LAWSは既存のIHLの枠組み内で、各国裁量で適切に取り扱われるべきものであることを強調する。
  4. 国連全加盟国に対し、LAWSシステム分野における新興技術に関する課題について、CCW及びGGEの枠内での検討を引き続き奨励する。